

23動検第447号

平成23年7月15日

社団法人全国旅行業協会長 殿

農林水産省 動物検疫所長



家畜伝染病予防法の改正に伴う水際検疫強化（入国者への質問等）に係る海港及び空港での試行の実施について

日頃より、動物検疫業務に対し御理解と御協力を賜りありがとうございます。

本年4月4日付けで家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）が公布され、改正後の家畜伝染病予防法第46条の2及び3に基づき、家畜防疫官は法的強制力をもって入国者に対する質問並びに入国者の携帯品の検査及び消毒を行うことができることとされ、本年10月から施行されます。

このことを踏まえ、動物検疫所では口蹄疫や高病原性トリインフルエンザ発生国から到着する入国者に対し、別添の動物検疫に関する質問票を配布することとし、10月の施行の前に、まずは成田国際空港において試行を行い、さらに他の海港及び空港において順次試行を行うこととしておりますので、御理解の上、御協力をお願いします。

－問い合わせ先－

農林水産省動物検疫所企画連絡室

担当者：鎌川、町田

代 表：045-751-5923 F A X：045-754-1729